

四国中央市学習者用ソフトウェア導入事業仕様書

令和8年1月

四国中央市

1 目的

四国中央市では国のG I G Aスクール構想の加速による学びの保障実現のために、児童・生徒 1人 1 台の Chromebook 端末を導入している。そこで、端末を有効かつ効果的に活用し、新学習指導要領及びG I G Aスクール構想の理念に基づき、主体的・対話的で深い学びの実現、児童・生徒の個別学習の最適化に対応するため、AI 型ドリル学習ソフトウェアの導入を行う。

なお今回の導入では、自府にサーバ機器等を置かないクラウド型のソフトウェアを導入することとし、Web での利用を前提とする。

2 基本要件

- (1)利用するソフトウェアは、クラウド型とし、端末の OS に依存することなく使用がされること。また、原則 最新の OS に追随し、動作保証すること。Google Chrome ブラウザに対応すること。
- (2)教材は学習指導要領に準拠し、本市が採択している教科書に可能な限り対応していることが望ましい。
- (3)児童・生徒が、学校や家庭で 1 人 1 台端末を使用し、一人ひとりに合わせた進度でドリル学習を行えること。
- (4)下学年の問題等もを利用して、個々のつまずきの要因を解消できること。
- (5)個々の学習へのモチベーションを上げる仕組みがあり、学習を習慣化できること。
- (6)教育委員会が配付している Google アカウントと連携し、SSO ができることが望ましい。
(SSO が実現できない場合は、児童・生徒がデジタルドリルへ簡単にログインできる方法を提案すること。)
- (7)本市内の転校時には学習履歴が引き継げること。

3 運用スケジュール

- (1)導入期間は、契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとし、ライセンス利用期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日（60 ヶ月）とする。

4 ソフトウェアの利用場所及び使用アカウント数

- (1)市内小学校 19 校
- (2)市内中学校 7 校

※但し、Chromebook 端末の持ち帰り学習等により市内の各家庭等において使用する場合がある。

- (3)使用するアカウントは、児童・生徒 5,530 アカウント（小学生 3,518 アカウント、中学生 2,012 アカウント）。教職員 600 アカウントとする。

5 主たるソフトウェア利用端末

OS	Chrome OS
CPU	MediaTek Kompanio 520

メモリ	8 GB
記憶装置	eMMC 64GB
オーディオ	内蔵スピーカー
カメラ	内蔵（有効画素数（前面）200万画素、（背面）500万画素）
ディスプレイ	タッチディスプレイ、スタイルスペン附属

6 ソフトウェア仕様

主として利用する端末は、上記 5 のとおりであり、対応していることが必須であるが、児童・生徒の家庭でのオンライン学習に使用することも想定しているため、Web 上で利用が可能なソフトウェアであること。OS に依存しないこと。また、各ソフトウェアを利用する、児童・生徒と教職員のアカウントの年度更新及び転入出における運用と管理の手法を企画し提案に含めること。

(1) 基本要件

- ア 小学校 1 年生から中学校 3 年生までの、国語、算数・数学、英語、理科、社会のコンテンツに対応しており、学年の枠を超えて個々の過去の弱点を自動的に見つけ、復習できる機能を複数の教科で有するもの。全学年、全教科合計で 6 万問題以上を収録していること。
- イ 漢字やふりがなは学年に応じた表示となっていること。
- ウ UD フォント仕様やルビ表示など、低学年や ICT に不慣れな児童・生徒等様々な利用者が利用しやすいよう配慮した UI を実装していること。
- エ 記入式、選択式、穴埋め、並び替え、リスニング、長文読解等様々な解答形式を有し、手書き機能の問題も実装し、手書きデータの認識ができること。
- オ 教職員がオリジナルの問題を作成できること。
- カ 教職員が選択した課題を個人単位、グループ単位で課題を配信できること。
- キ 学習履歴データは CSV ファイルで出力する機能を有すること。また、出力項目は、教職員が児童・生徒の取組状況や成績情報等を含み、児童・生徒へフィードバックし学習を支援するため必要な項目を有すること。
- ク 教職員から児童・生徒へフォローのためのメッセージを送る等のコミュニケーション機能を有すること。
- ケ 児童・生徒がモチベーションを保ち、主体的に学習に取り組むことができる仕掛けが実装されていること。

(2) AI 型ドリル学習ソフトウェア

- ア 教材は、学習指導要領に対応とともに、定期的に更新がされること。
- イ 教材は、選択肢、直接入力等の問題特性に応じた解答パターンを有し、自動採点が可能であること。
- ウ ポイントの強調や、図等を使用したヒントを提示できること。
- エ 学習のポイントをまとめた解説又は解説動画等を収録していること。

- オ 教職員側及び児童・生徒のいずれからも児童・生徒の学習状況がリアルタイムで把握できること。
- カ 小学校、中学校それぞれについて単元別プリントが出力可能なこと。
- キ 中学校分については、高校入試への対応が可能なこと。
※小学校と中学校において、同一メーカーのソフトウェアを提案すること。
- ク 学年、クラス、個人単位または問題単位から、学習結果（正解・不正解など）や回数などの情報がそれぞれ確認できること。
- ケ 教職員が、児童・生徒の学習成果物を評価等に活用できる画面を有すること。

(3) 操作研修費用

- ア ソフトウェア導入時には教職員が自由に操作できる環境を早期に用意するとともに、操作を問題なく習得できるよう、十分な操作研修・支援を実施すること。
なお、研修場所については、発注者が準備するものとし、回数は2回以上、参加予定人数は四国中央市内の小学校19校、中学校7校より1回当たり教職員30名程度を予定しているが、回数については、企画提案のあった回数を基本とする。
- イ 初期設定や年度更新をする際に参考になる動画や資料、操作方法を理解するための動画や資料、活用に関する疑問を解消するマニュアルやQ&A資料等を提供すること。
- ウ 教育委員会の求めに応じ、効果的な活用方法を周知するなど、活用促進に向けた施策を定期的に実施すること。

(4) 運用サポート

- ア サポート体制については、保守体制、運用開始後の応援体制が十分で、システム障害時の対応が迅速かつ適切に行えること。
- イ 本市の状況と目標を明確にし、目標達成のための具体的なアクションプランを作成し、各学校の状況に応じたフォローを行うこと。
- ウ ソフトウェア導入後、教育委員会は各学校の利用状況を把握できること。また活用状況に応じ、定量的なレポートを毎月教育委員会に送付し、それぞれの学校の課題を把握し、改善策の提示を行いながら報告を行うこと。
- エ ソフトウェア導入後も、操作及びシステムの問い合わせ窓口（チャット、メールまたは電話）を有し、適切に対応すること。電話での問い合わせ窓口の受付時間は、平日午前9時から午後5時までとする。

7 書類の提出

契約者は、当該事業が完了後、市教育委員会が指定する日までに次の書類を提出すること。

- (1)納入製品一覧
- (2)ソフトウェア使用に必要な操作手引書類

(3)その他市教育委員会が必要と認める書類

なお、必要部数や納入媒体等については市教育委員会と協議のうえ決定することとし、CD-ROM 等の電子媒体による納品も認めるものとする。

8 経費

本仕様に係る経費は次の各号とする。なお、予定価格には（1）にかかる経費が含まれている。

（1）四国中央市学習者用ソフトウェア導入事業

ア AI型ドリル学習ソフトウェア使用料

イ 操作研修費用（2回以上実施することとし、1回当たり教職員30名程度を想定すること）

※その他、有用な提案がある場合で上記に該当しない場合等の費用

9 その他

（1）システムに不測の事態が生じた場合、利用者の影響が最小限に抑えられるよう対応すること。また、システムのアップデートや定期的なメンテナンスは利用者の影響が少ない時間帯に行い、事前に利用者に告知すること。ただし、セキュリティインシデント発生時等緊急対策として実施する場合はこの限りではない。

（2）本事業において、仕様書に記載されていない詳細は、落札後、市教育委員会と十分に協議を行い決定すること。

10 個人情報・データの取り扱いについて

（1）関係ソフトウェアの利用を終了した場合には、クラウドストレージ内のデータを消去処理させること。

（2）個人情報データについての利用目的を明確にし、ソフトウェア利用者の利便性向上以外の二次利用を認めないこと。

（3）本事業に携わる者は、事業の遂行を通じて知り得た情報を本事業の目的以外に使用し、又は第三者に開示漏えいしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。本事業に携わる者は、四国中央市教育情報セキュリティポリシーを遵守すること。

（4）本事業に係るセキュリティ及び個人情報保護の取扱いについては、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律等の関連法規を遵守することはもちろんのこと、本市が規定する関連法規及び条例を遵守し、情報漏洩等がないよう万全を期すること。